

森林環境保全税の導入について

平成16年3月
鳥取県総務部税務課
鳥取県農林水産部林政課

1 概要

鳥取県は、平成17年4月1日から、新たな税「森林環境保全税」を導入します。この「森林環境保全税」は、県民の皆様に広く薄く偏りのない負担をしていただくことにより、森林の整備を行い、県民みんなで森林を守り育てる意識を高めることを目的としています。

2 背景<資料1参照>

- ・ 鳥取県は緑豊かな森林県です。<総面積35万haのうち、約26万ha（約74%）が森林です。>
- ・ 森林には、水源かん養、県土保全、大気保全、保健休養等の公益的機能があります。私たちは、森林から多くの恵みを受けています。
- ・ 必要な時期に適切な手入れが行われないため、公益的機能を発揮することができない森林が増加しています。
- ・ 森林の恵みを受け続けるためには、森林の整備を行うことが必要です。

3 導入までの経過

鳥取県では、このような問題を解決するための財源を、「税」という形で県民の皆様に求めるにしました。新たな税の導入にあたっては、県民の皆様に新たな負担をお願いすることになりますので、できる限り、県民の皆様に意見を求めながら検討を行ってきました。

(1) 鳥取県における地方税のあり方研究会

鳥取県は、平成11年10月に「鳥取県における地方税のあり方研究会」を設置して、地方税の充実確保について幅広い視野で研究を行いました。（H11.10～H12.9）

学識経験者、納税者代表、市町村職員及び県職員で構成するこの研究会の検討の中で、鳥取県にふさわしい税制の一つとして「森林保全及び水源涵養に係る法定外税【注】」が提示され、具体的な仕組みについては、鳥取県の関係各課で検討を進めました。

【注】法定外税とは、県や市町村が条例で制定することにより、創設が認められている税です。

(2) 水道課税方式による法定外税の検討

①鳥取県水源かん養税（仮称）<資料2参照>

「鳥取県における地方税のあり方研究会」における研究結果を踏まえ、鳥取県の関係各課において、具体的な税の仕組みについて検討しました。（H12.9～H14.6）

その結果、平成14年6月に、新たな税として「鳥取県水源かん養税（仮称）」

の検討案を公表しました。

〈課税対象〉 上水道事業で供給する水

〈税率〉 使用水量1立方メートルにつき1円（1世帯平均300円／年）

〈徴収方法〉 水道事業者による特別徴収

〈税収使途〉 水源かん養保安林（部落有林、財産区有林、学校林に限る。）を整備する経費の助成など

②県民の意見〈資料2参照〉

県民1000人アンケートをはじめ、シンポジウムや意見交換会などにより、県民の皆様から様々な意見をいただきました。

〈課税方式に対する主な意見〉

- ・上水道以外の水の使用にも課税するべき。
- ・水の使用者に限らず、県民が幅広く負担するべき。
- ・水道に課税する案では、税を徴収する水道事業者の負担が大きい。

〈税収使途に対する主な意見〉

- ・水源かん養保安林だけでなく、森林全体の手入れに税収を使うべき。
- ・森林の大切さを県民に周知するための啓発や教育に税収を使うべき。

（3）県民税超過課税の検討

①鳥取県水源かん養税（仮称）の修正〈資料2参照〉

県民の皆様からいただいたご意見を参考に、具体的な税の仕組みについて再検討しました。（H14.6～H15.6）

その結果、平成15年6月に、鳥取県水源かん養税（仮称）の修正の方向を公表しました。

〈課税対象〉案1：上水道に加え、工業用水、簡易水道も課税対象とする。

案2：県民税の均等割に一定額を上乗せする。

〈税収使途〉案A：・緊急な整備が必要な森林の整備（水源かん養保安林に限定。）

・森林の体験学習

案B：・緊急な整備が必要な森林の整備（水源かん養保安林に限定しない。）

・森林の体験学習

②県民の意見〈資料3参照〉

水源かん養税（仮称）の修正の方向について、アンケートを実施した結果は次のとおりでした。

- ・水道課税方式では課税の公平性が不十分とする意見が強い。
(全ての水使用を課税対象とすることは困難。)
- ・県民及び市町村長の意見は、県民税超過課税に賛成する比率が高い。
- ・税収使途については、水源かん養保安林に限定しない案に賛成する比率が高い。

③「森林環境保全税」の提案〈資料4参照〉

このような意見を踏まえ、平成15年12月に、「鳥取県水源かん養税（仮称）」の修正案として、「鳥取県森林環境保全税（仮称）」を公表しました。

さらに、平成16年2月定例県議会で、「森林環境保全税」の創設を盛り込ん

だ条例が可決されました。

4 森林環境保全税の仕組み<資料4参照>

(1) 目的

県民全体が恩恵を受けている森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、県民の広く薄く偏りのない負担により森林の保全を行い、県民共通の財産である森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成を図ります。

(2) 課税の方式

個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式（上乗せ）とします。

(3) 納税義務者

<個人> 1月1日現在に県内に住所・家屋敷等を有する者

<法人> 県内に事務所等を有する法人等

(4) 超過税率

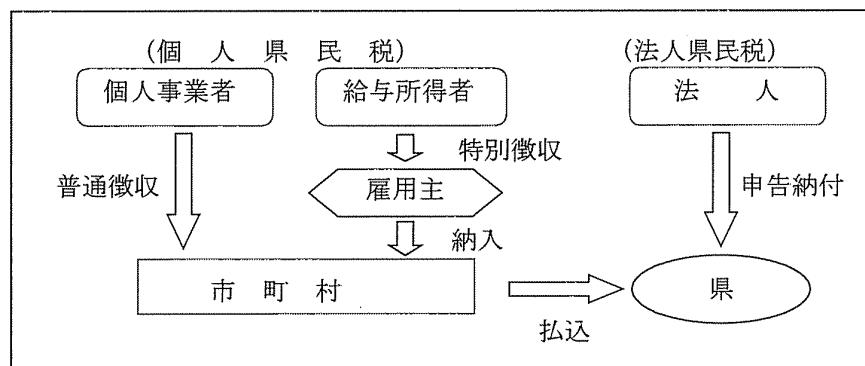
<個人> 300円／年（現行の個人県民税均等割額 1,000円／年に上乗せ）

<法人> 次の表のとおり（年間の額、現行の均等割額の3%相当額）

資本等の金額の区分	森林環境保全税	現行税額
1千万円以下	600円	20,000円
1千万円超～1億円以下	1,500円	50,000円
1億円超～10億円以下	3,900円	130,000円
10億円超～50億円以下	16,200円	540,000円
50億円超	24,000円	800,000円

(5) 徴収方法

現在の県民税均等割と同じ方法です。



(6) 税収規模

1年間に8,600万円程度を見込んでいます。

(7) 税収使途

〈ハード事業〉緊急に公益的機能を保全する必要のある森林の整備

(事業例)

- ・ 人工林の強度間伐による広葉樹との複層混交林化
- ・ 放置された広葉樹林の整備 など

〈ソフト事業〉県民が一体となって森林を守り育てる意識の醸成を図る事業

(事業例)

- ・ 企画公募による森林の体験学習等の実施
- ・ 森林フォーラム等による都市部での啓発活動 など

*今後さらに具体的な事業を検討していきます。

(8) その他

- ・ この税収を森林環境保全基金に積み立て、「目的税的」に使われるよう管理することとしています。
- ・ 平成17年4月1日から施行し、導入3年後に必要に応じて見直すことにしています。

※ 個人県民税…平成17年度から平成19年度までの各年度分の均等割額
に加算

※ 法人県民税…平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に
開始する事業年度等の均等割額に加算

【資料】

資料1 鳥取県の森林の現状

資料2 水源かん養税（仮称）の検討の方向性について（平成15年6月）

資料3 水源かん養税から森林環境保全税へ（平成15年12月）

資料4 森林環境保全税の概要（平成16年3月）

鳥取県の森林の現状

○ 本県は、県土の総面積約35万haのうち、74%にあたる約26万haを森林が占める林野率全国第13位の森林県であり、緑豊かで清流に恵まれた自然環境にある。

【鳥取県の森林面積】

(単位：千ha)

区分	総面積	森林面積	内訳		林野率
			国有林	民有林	
全国	37,787	24,918	(7,280)	(17,210)	67%
鳥取県	351	259	(33)	(226)	74%

資料：2000年世界農林業センサス

○ 森林は、水源かん養、県土保全、大気保全等の公益的な機能により県民生活に寄与しており、その働きを金額にすれば鳥取県だけでも8千億円を超えると言われている。

【森林機能評価額の試算】

(単位：億円/年)

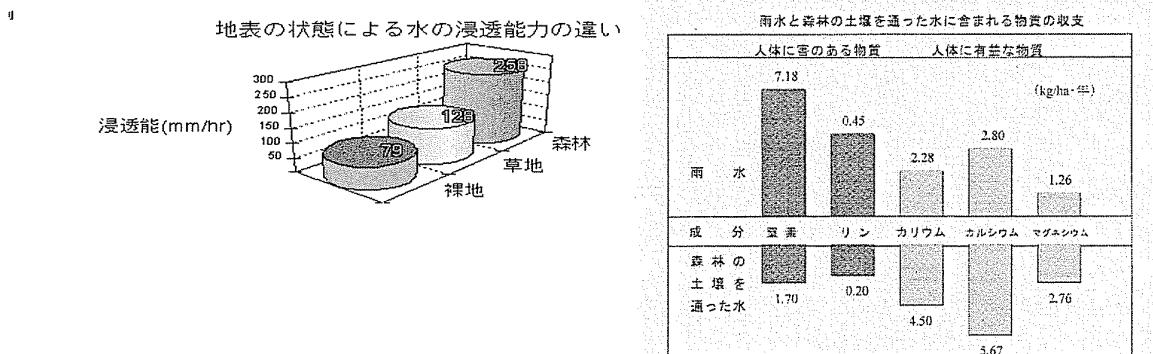
区分	水源かん養	県土保全	大気保全	保健休養	合計
全国	298,454	366,986	14,652	22,546	702,638
鳥取県	3,308	4,555	138	226	8,227

資料：日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかる農業及び林業の多面的な機能の評価について」

(1) 水源かん養機能

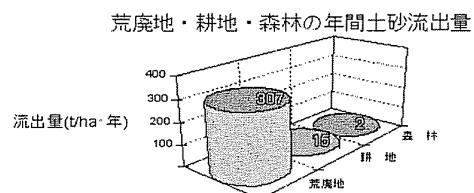
森林の地表では落ち葉が堆積し腐葉土となり、地中では動物が活動したり、根が腐るなどして、土の粒子が大きくなり大小様々な隙間ができる。その結果、土壤がスポンジのようになり次のような働きを行う。

- ① 降った雨水を一度に流出させず浸透させて地中に貯める（保水）。
- ② 貯めた雨水を徐々に河川に流す（渇水緩和）。
- ③ 雨水に含まれた塵や窒素、リンを取り除くほか、カルシウムやミネラル分を与えて河川に流す（水質浄化）。



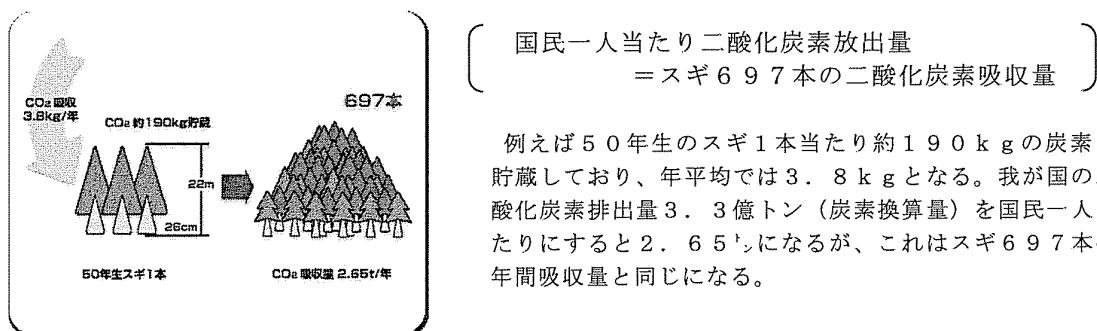
(2) 県土保全機能

- 地表では、落ち葉や枯れ枝、草などがクッションとなり、雨水が土砂を洗い流すことを抑制する。(土砂流出防止)
- 地中では、樹木の根が土と岩をつかむよう固定する。(土砂崩壊防止)



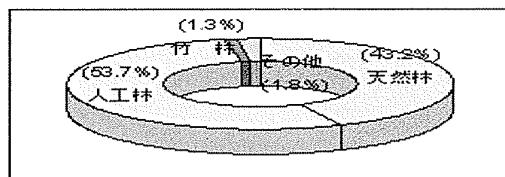
(3) 大気保全機能

森林は、光合成により二酸化炭素を吸収し酸素を放出する。樹木の中に炭素を取り入れるので地球温暖化の防止に大きな役割を果たすことが期待されている。



- 本県の森林は、適切な手入れが不足して荒廃が進行しているのが現状である。とりわけ民有林の約54%を占める人工林は、必要な時期に適切な手入れを行わなければ健全に生育できず、水源かん養や、県土保全などの公益的な機能の発揮が阻害される。

民有林の林種別構成



水源かん養税（仮称）の検討の方向性について

平成15年6月

1 平成14年6月県議会全員協議会で公表した検討案

〈税の仕組み〉	〈税額の計算方法〉
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">上水道使用者 (納稅義務者)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">↓ 水道料金と併せて納稅</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">水道事業者 (特別徵収義務者)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">↓ 取りまとめて申告納入</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">県</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">〈税額の計算方法〉</div> <div style="margin-bottom: 5px;">使用水量1m³につき1円の税がかかります。</div> <div style="margin-bottom: 5px;">(平均世帯で年間約300円の税額となります。)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">〈税収規模〉</div> <div style="margin-bottom: 5px;">1年内に6,000万円程度を見込んでいます。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">〈税収用途〉</div> <div style="margin-bottom: 5px;">・水源かん養保安林(部落有林、財産区有林、学校林に限る。)を整備する経費の助成</div> <div style="margin-bottom: 5px;">・適正な管理が行われていない水源かん養保安林を、市町村が取得し管理する経費の助成など</div>
※ この方式を「特別徵収」といいます。	
※ このように税を取りまとめて納める者を「特別徵収義務者」といいます。	

(参考) 主な水の使用形態と検討案の関係は次のとおりです。

大分類	小分類	概要	当初検討案の取扱い
産業用水	農業用水	施設の所在、使用実態の把握不可能	税の対象としない
	工業用水道	使用実態が明確	税の対象としない
	河川取水・地下水	施設の所在、使用実態の把握不可能	税の対象としない
生活用水	上水道	県民の約76%に給水 使用実態が明確	税の対象とする
	簡易水道	県民の約20%に給水 使用実態が一律でない。	税の対象としない (市町村が税の対象とできる)
	飲料水供給施設等	県民の約1.6%に給水 使用実態の把握困難	税の対象としない (市町村が税の対象とできる)
	井戸水・湧水	施設の所在、使用実態の把握不可能	税の対象としない (市町村が税の対象とできる)

2 検討案に対する意見集約の実施状況 (H15.5.20現在)

(1) 県民アンケートの実施

- ・県民1000人アンケート …H14.9.27発送 (回答数413人)
- ・イベント会場でのアンケート
 - 「森林のめぐみ感謝祭」 …H14.9.29実施 (回答数114人)
 - 「とっとり大地と海のフェスタ」 …H14.11.2~3実施 (回答数316人)
 - 「森林・林業フォーラム」 …H15.1.19実施 (回答数53人)
- ・チラシアンケート (納稅貯蓄組合総会等でチラシを配布し、アンケートを実施)

(2) 意見交換会等の開催

- ・県民との意見交換会…H14.7.27~8.3に県内5箇所(鳥取、倉吉、米子、郡家、日野)で実施 (参加者165人)
- ・環境活動に取り組む団体等との意見交換会
 - …H15.4.12~21に県内3箇所(鳥取、倉吉、米子)で実施 (参加者47人)
- ・市町村との意見交換会…H14.7.15~19に県内の39市町村を対象に実施
- ・出前説明…H15.3.19~5.20に12団体に対して実施 (参加者596人)

(3) シンポジウムの開催

- ・森林の大切さを考えるシンポジウム
H15.2.11に鳥取県民文化会館で実施 (参加者180人)
- ・森林と水と税制を考えるシンポジウム
H15.5.18に米子市福祉保健総合センター「ふれあいの里」で実施 (参加者90人)

3 検討案に対する意見を踏まえた修正案の検討状況

(1) 課税対象

当初検討案	・県は上水道の使用に課税し、簡易水道等には市町村が課税する。	
意 見	<ul style="list-style-type: none"> 税の負担を公平にする趣旨から、産業用水にも課税するべき。 市町村間の不均衡をなくすために、簡易水道も県が課税するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 水の使用者に限らず、県民が幅広く負担するべき。 水道に課税する案では、税を徴収する水道事業者の負担が大きい。
修正の方向	<p>(案1)</p> <p>①工業用水道の使用も課税対象とする。 〔特定の大量使用者に税負担が偏在しないよう、税額の上限を設ける。〕</p> <p>②簡易水道の使用も県の課税対象とする。 〔平均的な使用水量による定額課税とする。〕</p>	<p>(案2)</p> <p>・現行の県民税の均等割に一定額を上乗せする。</p>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> すべての水使用を課税対象とすることが困難（農業用水、飲料水供給施設、井戸水等は使用実態が把握できない。） 	

(2) 税収使途

当初検討案	<ul style="list-style-type: none"> 水源かん養保安林（部落有林、財産区有林、学校林に限る。）を整備する経費の助成 適正な管理が行われていない水源かん養保安林を、市町村が取得し管理する経費の助成 	
意 見	<ul style="list-style-type: none"> 水源かん養保安林の手入れに税収を使うべき。 啓発や教育に税収を使うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 水源かん養保安林だけに税を使うのではなく、森林全体の手入れに税収を使うべき。 啓発や教育に税収を使うべき。
修正の方向	<p>(案A)</p> <p>①県及び市町村が行う、公益的な機能の確保のために緊急な整備が必要な森林の整備（水源かん養保安林のうち、部落有林、財産区有林に限る。）</p> <p>②県が行う、県民を対象にした森林の体験学習</p>	<p>(案B)</p> <p>①県及び市町村が行う、公益的な機能の確保のために緊急な整備が必要な森林の整備（水源かん養保安林に限定しない。）</p> <p>②県が行う、県民を対象にした森林の体験学習</p>

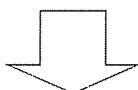
水源かん養税から森林環境保全税へ

平成 15 年 12 月

森林環境を保全するための税は「県民税均等割の超過課税」方式としたい。

< 理由 >

- ・水道課税方式では課税の公平性が不十分とする意見が強い。
(全ての水使用を課税対象とすることは困難)
- ・県民及び市町村長の意見は、超過課税に賛成する比率が高い。



* 税の趣旨が県民に伝わりにくい問題点への対応。

- ①普通税の超過課税ではあるが、税に呼称をつける。森林の持つ公益的な機能を維持するための税として、「森林環境保全税」(仮称)とする。
- ②基金を設置し税収を積み立て、目的税的な税収使途の管理を行う。
- ③税収で行った事業成果が、県民に見えやすい仕組みを工夫する。

< 参考 >

1 県民の意見

- 「県民税の上乗せ」支持が「水道課税」支持を上回った。

【アンケート結果】

区分	人数	割合
水道課税に賛成	95	32.2%
県民税上乗せに賛成	148	50.2%
その他	24	8.1%
記入なし	28	9.5%
合計	295	100.0%

- ・県内 5箇所の意見交換会
- ・税務課ホームページ
- ・チラシ配布
- ・意見募集箱への回答
- ・千代川フェスティバル、森林のめぐみ感謝祭での回答

2 市町村長の意見

- 「県民税の上乗せ」支持が大勢。
○「水道課税」を支持する意見はなかった。

- ・県内 4町村長会で 7月 28 日～8月 22 日にかけて意見交換会を実施。
- ・4市長を訪問し 9月 4 日～9月 8 日にかけて意見交換を実施。

森林環境保全税の概要

平成16年3月

目的	県民全体が享受している水源かん養や県土保全などの森林の公益的な機能を持続的に發揮させるため、県民の広く薄く偏りのない負担により森林の保全を行い、県民共有の財産である森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成を図る。																		
課税方式	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式とする。																		
納税義務者	(個人) 1月1日現在に県内に住所・家屋敷等を有する者 (法人) 県内に事務所等を有する法人等																		
超過税率	個人：300円（現行の個人県民税均等割額1,000円） 法人：現行の均等割額の3%相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額の区分</th> <th>森林環境保全税</th> <th>現行税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>600円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超～1億円以下</td> <td>1,500円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超～10億円以下</td> <td>3,900円</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td> <td>16,200円</td> <td>540,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>24,000円</td> <td>800,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額の区分	森林環境保全税	現行税額	1千万円以下	600円	20,000円	1千万円超～1億円以下	1,500円	50,000円	1億円超～10億円以下	3,900円	130,000円	10億円超～50億円以下	16,200円	540,000円	50億円超	24,000円	800,000円
資本等の金額の区分	森林環境保全税	現行税額																	
1千万円以下	600円	20,000円																	
1千万円超～1億円以下	1,500円	50,000円																	
1億円超～10億円以下	3,900円	130,000円																	
10億円超～50億円以下	16,200円	540,000円																	
50億円超	24,000円	800,000円																	
徴収方法	・現在の県民税均等割の徴収方法による。 <pre> graph TD subgraph "個人県民税" direction LR A[個人事業者] --> B[給与所得者] B --> C[雇用主] C --> D[市町村] end subgraph "法人県民税" direction LR E[法人] --> F[申告納付] F --> G(県) end C -- 特別徴収 --> D C -- 納入 --> D D --> G </pre>																		
税収規模	年間 8,600万円程度																		
税収用途	・緊急に公益的機能を保全する必要のある森林の整備（ハード事業） （事業例）人工林の強度間伐による広葉樹との複層混交林化 放置された広葉樹林の整備 など •県民が一体となって森林を守り育てる意識の醸成を図る事業（ソフト事業） （事業例）企画公募による森林の体験学習等の実施 森林フォーラム等による都市部での啓発活動 など																		
その他	・県民税均等割の超過課税だが、「森林環境保全税」という呼称をつけ、税の趣旨等を県民に分かりやすく周知する。 •森林環境保全基金を税収を積み立て、目的税的な税収の管理を行うこととする。 •平成17年4月1日から施行。 •施行後3年を経過した時点で、必要に応じて所要の見直しを行う。																		